

防犯設備アドバイザー設置運営要綱

制定 平成14年 8月 9日
改訂 平成21年 6月 11日



愛知県セルフガード協会

Aichi Prefecture Self-Guard Association

愛知県セルフガード協会会則第6章第30条の規定に基づき、防犯設備アドバイザー設置運営要綱を次のとおり定め、平成14年8月9日から施行する。

平成14年8月9日

愛知県セルフガード協会会長

防犯設備アドバイザー設置運営要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、警察の求めに応じて県民に対する防犯機器・防犯設備（以下、「防犯設備等」という。）に関する指導、防犯診断及び防犯教室等での講演を行うことにより、防犯設備等の設置・利用の促進に努め、もって犯罪が発生しやすい環境を改善し、安全で安心できる生活空間の整備・促進を図るボランティア活動を行う防犯設備アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置及び運営について必要な事項を定める。

第2章 委 嘱

(任務)

第2条 アドバイザーは、愛知県民の安全意識の高揚と自主防犯活動の促進を図るため、警察からの要請に基づき、防犯設備等に関し、次の活動を行う。

- (1) 一戸建住宅、集合住宅、事業所等の防犯設備に関する防犯診断・防犯指導活動
- (2) 防犯教室及び防犯関係の催し物会場等における防犯講演活動
- (3) その他、警察等が推進する地域安全活動の行事・活動への参加

(定数)

第3条 アドバイザーの定数は、60名程度とする。

(委嘱)

第4条 アドバイザーは、次に掲げる資格を備えている者を委嘱する。

- (1) 防犯設備士、総合防犯設備士の資格を有する者。
 - (2) 錠前技術士として、日本ロックセキュリティ協同組合の組合員および、錠施工 技師の資格を有する者。
 - (3) 会長が、防犯設備等に精通し専門的な知識・技能を持つと認めた者。
- 2 愛知県セルフガード協会会長（以下「会長」という。）は、愛知県警察本部生活安全部長（以下「生活安全部長」という。）と連名により委嘱する。
 - 3 会長は、2の委嘱に当たっては、委嘱状（別記様式第1号）を交付し、会章、アドバイザー携帯用認証名札（別記様式第2号。以下「携帯用認証名札」という。）及び防犯設備アドバイザー腕章（別記様式第3号。以下「腕章」という。）を貸与する。
 - 4 会長は、アドバイザーを選考する場合には、あらかじめ生活安全部長と協議する。

(派遣)

第5条 各警察署長（生活安全担当係）、または愛知県警察本部生活安全総務課長からのアドバイザー派遣要請書（別記様式第4号）に基づき、生活安全部長が会長（愛知県セルフガード協会事務局（以下「事務局」という。））に要請する。

- 2 会長（事務局）は、要請内容を勘案して、適任と認められるアドバイザーを選考し、アドバイザー派遣依頼書（別記様式第5号）により依頼する。

(認証)

第6条 アドバイザーの認証は、次に掲げる事項をもって手続きする。

- (1) 協会の会員、個人会員、特別会員からアドバイザーの適格性を有する者としてアドバイザー推薦書（別記様式第6号）により候補者として推薦を受ける。
- (2) 理事の推薦をもって役員会に認証手続きを申請する。
- (3) 役員会で面接の上、選考する。
- (4) 会長より生活安全部長に具申・協議する。
- (5) 生活安全部長と会長が連名で認証する。ただし、個人会員の場合は、委嘱前に試用期間を設ける。試用期間中は、アドバイザー・スタッフと称し、主幹の防犯設備アドバイザーの指導のもと活動する。

(証明)

第7条 アドバイザーは、次に掲げるものをもって身分を明らかにする。

- (1) 委嘱状
 - (2) 会章、携帯用認証名札
 - (3) 腕章、アドバイザー名刺
- なお、試用期間のものは、アドバイザー腕章およびアドバイザー・スタッフ札を着用する。

- 2 退任の際には、会章、携帯用認証名札、腕章、アドバイザー名刺を協会に返納する。

(任期)

- 第8条 アドバイザーの任期は、定期総会をもって区切りとし、原則として2年とする。
- 2 アドバイザーは、再任することができる。

(解任)

- 第9条 アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その任期中にかかわらず解任することができる。
- (1) 死亡、心身の故障その他長期の療養を要する疾病にかかったとき。
 - (2) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。
 - (3) アドバイザーの義務を怠ったとき。
 - (4) 本人からの退任の申し出があったとき。

第3章 事務局

(選考)

- 第10条 事務局は、アドバイザーの選考に当たっては、あらかじめ会員から、アドバイザー推薦書（別記様式第6号）により候補者の推薦を求める。
- 2 事務局は、毎年3月末までに役員会に対し申請候補者の認証手続きをする。

(運用)

- 第11条 事務局は、生活安全部長からアドバイザー派遣申請があった場合は、要請内容等を勘案して適任者をアドバイザー派遣依頼書（別記様式第5号）により派遣する。

(管理)

- 第12条 事務局は、次に掲げる事項をもって管理する。
- (1) 事務局は、アドバイザーの名簿（別記様式第7号）を備え付ける。
 - (2) アドバイザー派遣要請書（別記様式第4号）、アドバイザー派遣依頼書（別記様式第5号）、アドバイザー活動報告書（別記様式第8号）をとりまとめ、保管する。
 - (3) 腕章及び返納された携帯用認証名札を保管する。

第4章 活動

(任務)

- 第13条 アドバイザーは、次に掲げる事項をもって任務にあたる。

- (1) アドバイザーは、事務局及び派遣先警察署等担当者との連携を図り、効果的な活動の推進に努める。
- (2) アドバイザーは、任務を遂行する際は、携帯用認証名札及び腕章を着用して身分を明らかにして行う。
- (3) アドバイザーは、屋内等の居住者、管理者等の承諾が必要な任務を遂行する場合は、警察官同行の上、行う。
- (4) アドバイザーは、法律的な権限を有していないので、強制にあたりと誤解されない様言動に注意する。
- (5) アドバイザーは、ボランティアであるので、特定の事業所の営業活動と誤解されないよう言動に注意する。

(義務)

第14条 アドバイザーは、次に掲げる事項の義務を有する。

- (1) アドバイザーは、その任務上知り得た他人の個人情報やプライバシーに関わる事項を他人に漏らすことがない様、秘密保持を厳守する。
- (2) アドバイザーは、その任務にあたり、派遣場所への移動（往復）時に事故ある場合は、速やかに事務局に連絡する。
- (3) アドバイザーは、その任務完了後速やかにアドバイザー活動報告書（別記様式第8号）にて事務局に活動結果を報告する。
- (4) 協会の主催する防犯設備等の勉強会及び外部講師を招いての倫理講習等の企画または、外郭団体の講習への参加企画に対し出席する。

第5章 細 則

(委任)

第15条 この運営要綱に規定するもののほか、本制度の業務を執行するために必要な事項は、役員会の議決を経て定める。

(委嘱年度)

第16条 本制度の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

平成21年6月11日改訂

愛知県セルフガード協会 殿

防犯設備アドバイザー推薦書

推薦者名

印

ふりがな 氏名		生年月日 (年齢)		昭・平 年 月 日生 (歳)	
事業所	事業所名				
	住所				
	役職名				
	電話	— —	FAX	— —	
	メールアドレス				
事業等区分		製造業、販売、施工業、錠前取扱業、設計、ガラス、卸売業、その他 ()			
自宅	住所				
	本籍地				
	携帯等電話番号	自宅 — —	携帯	— —	
	携帯メールアドレス				
資格		<input type="checkbox"/> 総合防犯設備士 資格者番号 第 号 交付年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 防犯設備士 資格者番号 第 号 交付年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> 錠施工技師 登録番号 第 号 登録年月日 平成 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他資格 ()			
経歴		<input type="checkbox"/> 専門分野			
		<input type="checkbox"/> 経験年数等 年			
派遣要請 対応ブロック		名古屋東部 ・ 名古屋西部 ・ 名古屋中部 ・ 名古屋南部 尾張 ・ 西三河 ・ 東三河			
派遣要請対応活動		防犯診断、防犯指導、講演、防犯相談、展示説明			
派遣要請対応設備		錠前、侵入者検知警報、監視カメラ、住宅情報盤、電気錠、出入口管理、防犯灯、防犯ガラス、自動通報、防犯フィルム、その他 ()			
備考					

注) メールアドレスおよび携帯メールアドレスは必ずご記入ください。

*資格証と免許証の表裏両面コピーを添付する。

*警察からの派遣要請に対応可能な内容等に○印を付ける。

改訂 平成22年3月15日